

旧優生保護法違憲国賠訴訟大法廷判決

【文献種別】 判決／最高裁判所大法廷

【裁判年月日】 令和6年7月3日

【事件番号】 令和5年(受)第1319号

【事件名】 国家賠償請求事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 憲法13条、14条1項、優生保護法(平成8年法律第105号による改正前)3条1項1号～3号、4条～11条、12条、13条、国家賠償法1条1項・4項、民法(平成29年法律第44号による改正前)724条後段

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573621

関西大学教授 小泉良幸

事実の概要

Xらは、自ら又は配偶者が、平成8年改正前の優生保護法の下で、本人の同意による優生手術について定める規定(法3条1項1～3号)、又は、遺伝性以外の精神病者等を対象とし、審査を要件として実施される優生手術について定める規定(法12条、13条2項)に基づき、不妊手術を受けた。なお、控訴審によれば、X₁の配偶者a、X₂の配偶者bについては、遺伝性の疾患に当たらない聴覚障害を遺伝性のものと認識していたとも考えられる母親の同意をもって本人や配偶者の同意とみなし、不妊手術が実施され、また、X₃については、小児麻痺を罹患しており、12歳の時に法12条に基づき不妊手術(法施行規則の認めていない子宮摘出術)が実施されたものと推認されている。

Xらは、優生手術に関する諸規定(以下「本件規定」という。)は、憲法13条、14条1項等に違反するとし、本件規定に係る国会議員の立法行為等の違法を主張し、国(Y)に対して損害賠償を請求した。一審・二審とも、本件規定は憲法13条、14条1項等に違反することは明白であったが、一審(神戸地判令3・8・3)は、平成29年改正前民法724条後段を適用し、Xらの請求権は除斥期間の経過により消滅したものと判断した。対して二審(大阪高判令5・3・23)は「Yが、優生条項を憲法の規定に違反していると認めた時、又は、優生条項が憲法の規定に違反していることが最高裁判所の判決により確定した時のいずれか早い時期から6か月」を経過するまでの間は、

除斥の効果が発生しないものと解し、賠償を命じたので、Yは上告。

判決の要旨**1 憲法判断と国賠法上の違法性**

「憲法13条は、人格的生存に関わる重要な権利として、自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由を保障している」(最大決令5・10・25民集77巻7号1792頁(以下、令和5年決定という。))ところ、「不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲であるから、不妊手術を受けることを強制することは、上記自由に対する重大な制約に当たる。」

「平成8年改正前の優生保護法1条の規定内容等に照らせば、本件規定〔法3条1項1～3号、10条又は13条2項〕の立法目的は、専ら、優生上の見地、すなわち、不良な遺伝形質を淘汰し優良な遺伝形質を保存することによって集団としての国民全体の遺伝的素質を向上させるという見地から、特定の障害等を有する者が不良であるという評価を前提に、その者又はその者と一定の親族関係を有する者に不妊手術を受けさせることによって、同じ疾病や障害を有する子孫が出生することを防止することにあると解される。しかしながら、憲法13条は個人の尊厳と人格の尊重を宣言しているところ、本件規定の立法目的は、特定の障害等を有する者が不良であり、そのような者の出生を防止する必要があるとする点において、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当と

はいえないものであることが明らかであり、本件規定は、そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反するものといわざるを得ない。」

「したがって、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められず、本件規定により不妊手術を受けることを強制することは、憲法 13 条に反し許されないといふべきである。なお、本件規定中の優生保護法 3 条 1 項 1 号から 3 号までの規定は、本人の同意を不妊手術実施の要件としている。しかし、同規定は、本件規定中のその余の規定と同様に、専ら優生上の見地から特定の個人に重大な犠牲を払わせようとするものであり、そのような規定により行われる不妊手術について本人に同意を求めるということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されないのであって、これに応じてされた同意があることをもって当該不妊手術が強制にわたらないということとはできない。加えて、優生上の見地から行われる不妊手術を本人が自ら希望することは通常考えられないが、周囲からの圧力等によって本人がその真意に反して不妊手術に同意せざるを得ない事態も容易に想定されるところ、同法には本人の同意がその自由な意思に基づくものであることを担保する規定が置かれていなかったことにも鑑みれば、本件規定中の同法 3 条 1 項 1 号から 3 号までの規定により本人の同意を得て行われる不妊手術についても、これを受けさせることは、その実質において、不妊手術を受けることを強制するものであることに変わりはないといふべきである。」

「また、憲法 14 条 1 項は、法の下の平等を定めて」いるところ、本件規定は、特定の障害等を有する者等を不妊手術の対象者とするものであり、「上記のとおり、本件規定により不妊手術を行うことに正当な理由があるとは認められないから」、本件規定による区別は「合理的な根拠に基づかない差別的取扱い」に当たる。

「本件規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白」であり、「本件規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法 1 条 1 項の適用上、違法の評価を受けると解するのが相当」（最大判平 17・9・14 民集 59 卷 7 号 2087 頁）である。

2 判例変更

改正前民法 724 条は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図した規定だが、「立法という国権行為、それも国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害することが明白であるものによって国民が重大な被害を受けた本件においては、法律関係を安定させることによって関係者の利益を保護すべき要請は大きく後退せざるを得」ず、「国会議員の立法行為という加害行為の性質上、時の経過とともに証拠の散逸等によって当該行為の内容や違法性の有無等についての加害者側の立証活動が困難になるともいえない。」

その上で、① Y は、本件規定に基づいて「約 48 年もの長期間にわたり」「正当な理由に基づかずに特定の障害等を有する者等を差別」し、これらの者に「重大な犠牲」を求める施策を実施し、その実施にあたり「審査を要件とする優生手術を行う際には身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨」の通知を發出するなどして、これを「積極的に推進」してきたこと、その結果として「少なくとも約 2 万 5000 人もの多数の者」が「生殖能力を喪失するという重大な被害」を受けるに至ったという責任は「極めて重大である」こと、また、② 本件規定による不妊手術の主な対象者が特定の障害等を有する者であり、その多くが権利行使について種々の制約のある立場にあったと考えられることからすれば、平 8 年の本件規定削除以前に憲法違反を主張して「損害賠償請求権を行使することを期待するのは、極めて困難」であり、また、その後も、Y が本件規定による不妊手術を適法とする立場をとり続けてきたために、X らにとって「請求権の行使を期待するのが困難」であったこと、加えて、③ 「憲法 17 条の趣旨をも踏まえれば」、本件規定の問題性が認識されて削除された後、「速やかに補償の措置を講ずることが強く期待される状況」にあったこと、などの「諸事情に照らす」と、本件訴えが除斥期間経過後に提起されたということの一事をもって国が損害賠償責任を免れるとするのは、「著しく正義・公平の理念に反」する。

「裁判所が除斥期間の経過により上記請求権が消滅したと判断するには当事者の主張がなければならないと解すべきであり、上記請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することがで

きない場合には、裁判所は、除斥期間の主張が信義則に反し又は権利の濫用として許されないと判断することができるかと解するのが相当」であり、平成元年判決（最判平元・12・21民集43巻12号2209頁〔以下、平成元年判決という。〕）は「変更」すべきである。上告棄却。

判例の解説

一 立法目的の審査

判例は、優生手術に関する本件規定を憲法13条・14条1項に違反するとした。立法目的を審査し、その正当性を否定するものであり、目的審査による初めての法令違憲判断である。その上で、国賠法上の違法性を認め、国に対して損害賠償を命じた。

全国で提起された旧優生保護法違憲国賠訴訟において、本件規定が憲法13条・14条1項等に違反するという判断を各高裁判決は示していたが、国側が、平成元年判決に依拠し、除斥期間の経過による損害賠償請求権の消滅を専ら主張し、本件規定の立法事実の合理性・必要性を主張してこなかったためか、違憲とする判断は「簡潔に明言」¹⁾されるだけであった。しかし、「旧優生保護法がかつては合理的なものだと考えられたとすれば、その思考がなお現存していないか確認するためにも、同法の規定が何ゆえに違憲であるのかを精確に検討」²⁾すべきだ。判例が、違憲判断の理由を詳細に述べていることは評価に値する。

二 憲法13条

1 身体への侵襲を受けない自由

判例は、本件規定により侵害される権利を、まず、憲法13条の保障する「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由」として捉え、その上で「不妊手術は、生殖能力の喪失という重大な結果をもたらす身体への侵襲である」とし、その強制をこの自由に対する「重大な制約」とする。

この自由は、性同一性障害者の性別の取扱いに関する特例法が、性別変更審判の要件の一つとする生殖腺除去要件（法3条1項4号）の規定を法令違憲とした令和5年決定により初めて承認された権利であり、当時すでに係属していた本件に対して射程を及ぼすことは当然見込まれていた。しかし、令和5年決定は、この自由を「人格的生

存に関わる重要な権利」としながらも、厳格審査の基準を用いず、「本件規定の目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を較量して判断」するという手法を用いた。本判例は、このような総合較量の基準を用いていない。「立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないものであることが明らか」とする判示部分を、本件において「人格的生存に関わる重要な権利」の制約を上回る「やむにやまれぬ利益」はあり得ないとする趣旨と捉えるならば、厳格審査の基準を適用したものと解される。

2 個人の尊厳と人格の尊重の精神

判例の特色として、「身体への侵襲を受けない自由」論を「尊厳」論と結合させていることを指摘できる。本件規定の立法目的を確定した上で、「そのような立法目的の下で特定の個人に対して生殖能力の喪失という重大な犠牲を求める点において、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する」とする部分であり、本件規定による不妊手術の「強制」を憲法13条違反とする。

しかし、旧優生保護法には、本人同意を要件とする不妊手術が定められている（法3条1項1号～3号）。判例は、これら規定について、「本人に同意を求めるということ自体が、個人の尊厳と人格の尊重の精神に反し許されない」とし、「これに応じてされた同意があることをもって当該不妊手術が強制にわたらないということとはできない」とする。この文に引き続き述べられる、同意の真正さやそれを担保するための適正な手続の欠如等の問題性に立ち入る以前に、国が優生目的での不妊手術について特定の個人に対して「同意」を求めると自体の害悪が言及されている。厳密には消極的自由論の射程では捉え切れない、この害悪を剔出するために「尊厳」論が導入されたと考えられる。「同意」は、自らが不良の存在であって、国民全体の遺伝的素質の向上という集団目標のために不妊手術を受けるべき存在であることの自認であり、それを国が求めること自体が、人格の根源的な平等性の国家による否定を意味するからである。

3 リプロダクティブ権

他方で、判例は、リプロダクティブ権に言及していない。「自己の生殖をコントロールする権利」と一般に定義されるこの権利は、消極的自由権に

尽きず、生殖補助医療を利用する積極的権利まで含む。優生保護法違憲国賠仙台訴訟（第一次）で地裁判決がこの権利を承認している³⁾。

リプロダクティブ権は、生殖に関する自己決定を強調する論理となるため、同意による不妊手術について、その真正さを問題とし、真正さのない同意を強制とみなすことができる。しかし、生殖医療技術の進展は、「産み分け」を可能とし、「新しい優生思想」との臨界領域にまで踏み込んでいる。したがって、本件の文脈において、判例がこの権利に言及しなかったことの意味は一度熟考に値する。この点で、仙台地裁判決に関して、「生殖機能の喪失自体は、人としての価値や尊厳に直接かかわるものではない」とし、「不良な子孫の出生防止という優生思想の下、それが一方的に奪われたこと」、「劣った存在、子を持つべきではない存在という偏見・差別によって毀損される人としての尊厳」こそを問うべきとし、「被害の本筋は、人としての尊厳に対する毀損」であり、「リプロダクティブ権を強調すること」は、「被害の全貌を見えにくくする」という議論⁴⁾が、注目される。

三 憲法 14 条 1 項

次に判例は、本件規定を平等原則との関係で審査し、「合理的根拠に基づかない差別的取扱いに当たる」とし、憲法 14 条 1 項違反とする。平等原則違反の法令審査の基準の一つの範型は、国籍法 3 条 1 項違憲判決⁵⁾の用いたもので、「区別をすることの立法目的に合理的な根拠」が認められるか否か、法令の用いる「区別と立法目的との間に合理的関連性」が認められるか否かを審査する。

目的・手段審査の枠組みと似ているが、平等原則違反の手段審査では、法令の用いる区別の過剰包摂・過少包摂の合理性が、立法目的に照らして審査される。制度設計の正確性の審査である。対して本判例の行った審査は、「区別をすることの立法目的」の「合理的な根拠」を問い、これを否定するもので、区別の正確性の欠如を問うるものではない。学説は、平等審査の「第一関門」として、『『人格の価値がすべての人間について同等……という大原則』に反するか否かの次元』での審査をすべきとしてきた⁶⁾。判例は、簡潔ながらこの審査を行ったものと解される。「第一関門」を通過しない場合、法令上の区別は単なる「不合理な区別」ではなく、真に尊厳を毀損するものだ。

四 除斥期間

高裁判決の殆どは、除斥期間の経過により賠償請求権は法律上当然に消滅するとして平成元年判決を前提に救済法を模索した⁷⁾。憲法学は、概ね次の二つの道筋を示してきた。

第一の道筋は、改正前民法 724 条後段の規定により国賠請求権（憲法 17 条）が制約されると捉えた上で、その正当性を審査する。憲法 17 条の規範内容によっては、この規定の本件への適用は違憲となり得る。国賠請求権という法律によって形成される権利の内容に憲法価値を補充するために、憲法 13 条の保障する権利には「特別犠牲を強制されない権利」⁸⁾が含まれるとした上で、この権利の具体化立法として国家賠償法を捉え、その内容を確定するといった方途がある。

第二は、一種の憲法適合的解釈として、民法の規定の合理的解釈を行い、除斥期間経過の効果を制限する道筋である。では、何条との適合性か。17 条や 13 条との適合性を解釈指針とするならば、実質的には第一の作業と近似する。

これに対し、各高裁は、憲法論を脇に置き、「正義・公平の理念」等に訴え、除斥期間経過の効果を制限するための「特別の事情」の有無を審査するという道筋をとった。何をもち「特別の事情」と捉えるかで、どの時点から効果が発生するかについては見解が区々となる。

本判例は、除斥期間の経過による請求権の消滅を判断するには当事者の主張を要するとし、当事者の主張に信義則違反・権利濫用の余地を認めることで、議論の前提を変更した。

●—注

- 1) 御幸聖樹「旧優生保護法の違憲性と司法的救済」法教 522 号 52 頁。
- 2) 中山茂樹・医事法判例百選〔第 3 版〕189 頁。
- 3) 仙台地判令 1・5・28 判時 2413・2414 合併号 3 頁。
- 4) 小山剛「人としての尊厳」判時 2413・2414 合併号 18 頁。
狙いは、優生手術の被害を現在にまで続く人生被害と捉え、除斥の壁を乗り越えることにある。
- 5) 最大判平 20・6・4 民集 62 巻 6 号 1367 頁。
- 6) 佐藤幸治『日本国憲法論〔第 2 版〕』（成文堂、2020 年）233 頁。
- 7) 平成元年判決を前提とせず、消滅時効をとる下級審（仙台高判令 5・10・25 裁判所ウェブサイト）もある。
- 8) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔第 5 版〕』（有斐閣、2020 年）159 頁。